

(社債、株式等の振替業)

(企画市場局 市場課)

1. 事務・事業の概要

社債、株式等の振替業

2. 指定、登録等の基準

【社債、株式等の振替業】

◆社債、株式等の振替に関する法律◆

(振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一 次に掲げる機関を置く株式会社であること。

イ 取締役会

ロ 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）

ハ 会計監査人

二 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第二十二條第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過し

ない者

へ この法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 定款及び振替業（第四十四条第二項に規定する場合を除く。）の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

六 振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

七 その人的構成に照らして、振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 （略）

（資本金の額等）

第五条 振替機関の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回ってはならない。

3 振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

◆社債、株式等の振替に関する法律施行令◆

（最低資本金の額）

第一条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）

第五条第一項 に規定する政令で定める金額は、五億円とする。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
株式会社 証券保管振替機構	平成 15 年 1 月 10 日 振替機関	中央区日本橋茅場町 2-1-1 第2証 券会館5階 TEL 03-3661-0161	法令に掲げる要件を備える者と認められるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠
上記3の法人の定めている手数料は、以下のホームページに記載されている。

社債等振替制度に係る手数料に関する規則

https://www.jasdec.com/download/fund/f_rule03.pdf

株式等振替制度に係る手数料に関する規則

https://www.jasdec.com/download/ds/tesuryo_kisoku.pdf

当該手数料については、社債、株式等の振替に関する法律第3条第1項第5号、第11条第1項第7号及び一般振替機関の監督に関する命令第10条第7号に基づき定められたものである。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和3年9月1日現在）
特に問題は認められない。